

## ものづくり企業イノベーション促進事業費補助金交付要綱

令和2年10月6日もの第1116号

令和3年3月29日もの第2025号

最終改正 令和4年3月29日もの第1794号

### (趣旨)

第1条 知事は、本県においてものづくりに携わる中小企業者(以下「ものづくり事業者」という。)が新型コロナウイルス感染症により社会情勢が大きく変わろうとする中、「ものづくり×クリエイティブ」を基本的なコンセプトとした「夢」「志」「新しい試み」へ挑戦することを応援し、これまでのビジネスモデルから一歩踏み出した新たな取組を促進するため、公益財団法人佐賀県産業振興機構(以下「補助事業者」という。)が取り組むものづくり企業イノベーション促進事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する費用に対し、予算の範囲内においてものづくり企業イノベーション促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくりとは、総務省日本標準産業分類における「大分類E 製造業」に規定された業務又はその他知事が認める業務をいう。
- (2) 中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (3) 間接補助事業とは、補助事業者がものづくり事業者から提出を受けた計画の内容に基づき事業の実施が適当であると認めた事業をいう。
- (4) 間接補助事業者とは、間接補助事業を実施するものづくり事業者をいう。
- (5) 間接補助金とは、補助事業者が交付を受けた補助金の中から間接補助事業者に交付する補助金をいう。

### (交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、ものづくり事業者が外部のクリエイター又はデザイナーと連携して「ものづくり×クリエイティブ」を基本的なコンセプトとした「夢」「志」「新しい試み」へ挑戦し、これまでのビジネスモデルから一歩踏み出すために行う新たな取組を支援する事業とする。

### (補助対象経費及び補助率(補助金額)並びに事業の実施)

第4条 補助金の補助対象経費は、前条に定める事業の実施に要する経費とし、その補助率は10分の10以内とする。

2 前条に定める事業のうち、間接補助事業の補助率（補助金額）は、次表のとおりとし、その補助対象経費及び実施については、知事が別に定める実施要領に従うものとする。

補助率（補助金額）
補助対象経費の3分の2（金2,000,000円）以内 ただし、知事が別に定める実施要領に規定した要件のいずれかを満たす場合の補助率は補助対象経費の4分の3以内とする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

4 補助対象者は、第1項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）のとおり、県内企業と契約するように努めること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の次年度から5年間保管すること。

- (7) 補助事業者は、間接補助金の交付に際して、間接補助事業者に対し条件を付すものとし、その条件は第1号から第6号の規定を準用すること。この場合において、第1号から第6号までの中で、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「知事」とあるのは「補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。
- (8) 補助事業者は、前項の規定に定めるもののほか、次に掲げる条件を間接補助事業者に対し付すこと。
- ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- イ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- ウ 間接補助金により取得した財産の処分は、「ものづくり産業課が所管する補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成31年3月8日付けもの第2701号）に基づくものとする。
- 2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から20日間とする。

(間接補助事業における完了検査の実施)

第8条 補助事業者は、「ものづくり産業課所管の補助事業等に関する検査要領」（平成31年3月8日付けもの第2071号）の規定に従い、間接補助事業に係る完了検査を実施しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。ただし、3月末日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、直前の開庁日を提出期限とする。
- 3 第5条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第5条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書

を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 この補助金は、概算払で交付することができる。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第11条 規則第22条の規定による財産処分の制限は、「ものづくり産業課が所管する補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成31年3月8日付けもの第2701号）の規定に従うものとする。

（報告）

第12条 補助事業者は、第3条に規定した事業の実施等において次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに知事に報告するものとする。

(1) 組織の名称、住所（所在地）又は代表者の変更を行ったとき。

(2) 知事が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき。

2 補助事業者は、間接補助事業において消費税及び地方消費税の申告等により間接補助金に係る仕入控除税額があることが判明した場合は、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年10月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。